

<p>宮嶋委員長</p>	<p style="text-align: right;">(9:29)</p> <p>おはようございます。もうあとちょっとですが、あの時計は9時半を指しておりますので、皆さんがよければ始めさせていただきます。改めまして、皆さん、おはようございます。</p> <p>ただいまの出席委員は全員でございます。定足数に達しておりますので、これより木津川市精華町環境施設組合議会議会運営委員会を開会します。</p> <p>本日の議題につきましては、お手元に配付した次第のとおりであります。</p> <p>なお、委員会条例第13条の規定により、傍聴を希望する者がある場合は許可することといたします。</p> <p>また、本会議の記録につきましては、委員会条例第25条の規定により、委員長が署名することになっておりますので、私のほうで後日会議録を確認させていただきます。</p> <p>したがって、発言の際は挙手願ひ、委員長の指名後にご発言いただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは議題に入ります。</p> <p>議題の1、令和5年第1回木津川市精華町環境施設組合議会定例会について事務局から説明を求めます。</p> <p>総務課長。</p>
<p>松井総務課長</p>	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>それでは、私のほうから、令和5年第1回定例会につきまして、ご説明並びにご提案などを申し上げさせていただきます。</p> <p>まず、本定例会の提出議案につきましてご説明のほうさせていただきますと思います。</p> <p>本日、机のほうにお配りをさせていただきました資料の中にございます議案書をそれぞれご覧いただきたいと思ひます。</p> <p>議案第1号から議案第5号まで同封をさせていただきます。</p> <p>まず1点目、議案第1号でございます。木津川市精華町環境施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてでございます。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により、個人情報の保護に関する法律の一部が改正されたことに伴ひ、組合において条例を制定するものでございます。</p> <p>続きまして、議案第2号でございます。木津川市精華町環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会設置条例の全部改正についてでございます。木津川市精華町環境施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例、こちらの制定により、木津川市精華町環境施設組合個人情報保護条例、こちらが廃止されることに伴ひまして所要の改正を行うものでございます。</p> <p>議案第3号、木津川市精華町環境施設組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正についてでございます。こちらのほうは、</p>

松井総務課長
つづき

会計年度任用職員の給与につきまして、京都府の最低賃金の引上げ、こちらのほうに対応していくということのために所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第4号、木津川市精華町環境施設組合職員の定年等に関する条例等の一部改正等についてでございます。地方公務員法の一部を改正する法律及び国家公務員法等の一部を改正する法律の公布に伴いまして所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第5号、令和5年度木津川市精華町環境施設組合一般会計予算についてでございます。地方自治法第211条第1項の規定に基づきまして、令和5年度の本組合業務に必要な経費として、総額7億1,871万円の一般会計予算を計上するものでございます。

以上が今定例会への提出議案でございますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、一般質問通告書の提出の状況についてご報告させていただきます。

本日お配りさせていただきました資料の中に提出された通告書の写しを同封させていただいております。事務局への提出順でございますが、1番目、竹川議員、2番目、佐々木議員、3番目、宮嶋議員、4番目、大野副議長の4名から通告書の提出がありましたので、ご報告とさせていただきます。

続きまして、2月8日定例会の議事日程についてご提案のほうさせていただきたいと思っております。

本日お配りさせていただきました資料の中に議事日程第1号の案を同封させていただいております。ご覧いただければと思っております。

まず、当日、議長による開会・開議宣言、議長及び管理者の挨拶をいただきました後、日程第1、会議録署名議員の指名といたしております。今回の署名議員は、2番、高岡議員と3番、伊藤議員にお願いしたいと思います。

日程第2、会期の決定につきましては、2月8日の1日間といたしております。

日程第3、一般質問につきましては、一般質問施行に係る議会運営確認事項に基づきまして、議事の日程の順序は初めとさせていただきます。質問順は質問通告書の到着順という形でさせていただいております。

日程第4から日程第8までは、今回提案の5つの議案につきましてお示しをさせていただいております。

なお、日程第4及び日程第5の議案2件につきましては、関連する議案となりますことから一括して提案説明を受けた後、案件ごとの質疑、討論、採決という形をお願いしたいと思います。そして、日程第6から日程第8までの議案3件につきましては、それぞれ提案説明、質疑の後、討論、採決をお願いしたいと思います。

最後に日程第9、委員会の閉会中の継続審査及び調査につきましては、議会運営委員長からお申出をいただきましてご決定をいただきました。

<p>松井総務課長 つづき</p>	<p>いと考えております。 以上のおお、ご説明並びにご提案とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>事務局から説明をいただきました。 議事日程の提案など、ご意見ございますか。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>議事日程だけですか。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>議事日程の提案以外に何かありますか。 はい、佐々木さん。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>この間の議運等でもいろいろ意見を言わせていただいて、前回についても予算と決算に関する資料の記載についての議論もあったわけだけれども、今回の条例に関して、予算関係はちょっと横に置いておくとして、一旦置いておくとして、条例関係の改正が出ているんだけど、わかりやすく言えば本体しかないんですよ。本体しかない。つまりこの条例が、要するに法的な要件は備えているんだけど、備えていますよ、けどもこの条例が何を指して既存条例と何を変化させようとしている、どういう目的、狙い、何を変化させようと思っているのか、それがどんな効果、効果というか影響というかが発生するのか。また、一個一個の条例改正に関してはやっぱり幾つかポイントがありますよね。改正案は一応あるわけだけれども、通常ポイントがありますよね。例えばこの前議論になった個人情報だったら、例えば開示請求決定期間の問題とか訂正の申出だったり幾つかのポイントが、また、審査会への付託をどうするかとか、幾つかのポイントがあると思うんだけど、それについて、ざっとしかまだ目通していないけれども、通常私らでいったら議案の参考資料という形のものだけれども、そういったものはつけてもらえないということになるのかどうか。そうすると、毎回言わせてもらっているけれども、本会議質疑は3回制限がかかっていますから、下手したら3回のうち1回か2回は、これ何ですかということを知く時間に使うおそれが出てきます。そうすると、結果的には本来の政策的議論なんかができなくなっちゃうんですね。だから、議員の発言、もちろんこれ何かという質問したらあかんとは言わないけれども、基本的にはそれを理解した上で、この条例なり予算なりをどう改正することによって与える影響だとか、それをどういうふうに考えるかとか、または改正後の条例運用についてこの辺に留意すべきだとかいうことを言うのが本来私らの役割ですから、あれ、これ何、それ聞いて終わるといのは本来の議会の仕事じゃありませんから、それをしないための準備というのはどこまでしていただけるんでしょうか。</p>

宮嶋委員長	今のことについて。 局長。
金森事務局長	佐々木委員の質問にお答えしたいと思います。 これまでの提出の在り方、踏襲しておりますので、このような形になったかというふうに考えております。議案ごとにとということではありますけれども、どこまで整理できるか非常に不透明なところがありますが、一度検討して、もし出せるようであれば出せるものについてはぜひともそうしたいというふうに思います。
宮嶋委員長	はい、佐々木さん。
佐々木委員	結局出るのか出ないのかよく分からない話で。きつい言い方するかもしれないけれども、議案として出されている以上、その議案が何を意味するのか、どんな影響を与えるのか、従来の仕組みとどう変わるのかについては、分かっているから議案になっているわけですよ、これ。通常そうですよね。提案する側の責任として説明責任あるわけだから。それが出せないかもしれないという話になってくると審議すらできない形になってしまうので。通常、さっきの答弁あったように、この組合議会に関してはそういう慣例があるかもしれないけれども、恐らく木津川市議会でも精華町議会でも必要な議案は、簡単な議案はともかくとして、名前が変わるとかね、名称変更とかそんな議案はともかくとして、例えば定年、今回あるじゃないですか、定年に関する条例改正というのは通常、こういう点が変わりますよと、例えばどういうタイミングで定年がきますよと、それに引っかかる人、何人ぐらいいますよとか、役職どうしますよとか、また特例措置はこうしますよとかいったようなことについては、うちの議会では基本的には別途というか、そんな大量のものじゃないですよ、一、二枚のものなんですけれども、それらに関しては整理して参考資料として添付されているんです。もちろん議員もそこを中心的に議論になるので。一々、一条一条逐条的にやるわけじゃないからね、議案審議というのは。だからそこちよっと、説明責任ある以上、しっかりとポイントはまとめてもらわないとあかんのじゃないですか。
宮嶋委員長	はい、副委員長。
森本副委員長	今、佐々木委員の質問があるんですけども、木津川市においても、複雑な改正の場合等については事前説明、会派等に来て説明してくれています。それから、先ほど言われたように、それ以外で、そこまで説明するまでもなくペーパーで事足りる分については、若干やや

森本副委員長 つづき	こしい分についてはペーパーで補足説明の文書を配ってくれていま す。そういう状況です。
宮嶋委員長	はい、局長。
金森事務局長	今、森本副委員長からも話があったんですけれども、まずは、議案 の審議に入る前に補足説明というのは、十分に充実した説明ができる ようにまず努めたいというふうに考えております。どこまで何を資料 としてつくれるのかというのは、また改めて考えさせていただきたい というふうに思います。 以上でございます。
宮嶋委員長	よろしいですか。
佐々木委員	で、結局。
宮嶋委員長	いや、だから考えると言うてはんねやから、そういう。 佐々木さん。コンパクトにお願いしますね。後の時間との関係があ りますから。
佐々木委員	1週間後のことなので、本会議が。今の段階で考えてたら駄目でし ょう、それは。これが1か月後だったらまだ分かるんだけど、来 週本会議やるので。当然、今の森本さんの発言があったように、それ って本会議の前じゃないですよ、恐らく。会派等説明って事前の日 ですよ、恐らくね。それが木津川市の慣例でしょう。精華町の場合、 説明には来ないけれども、ペーパー出るのは出ますから。何度も 申し上げるけれども、木津川市や精華町、要するに構成市町の議会で やっていることが何で一部事務組合ができないのかの話ですよ。と いうことなので、それはしっかりやってほしいし、必要だったら当日、 本会議前に全協やってその説明時間取ってほしい。
宮嶋委員長	はい、副委員長。
森本副委員長	全議案については、簡単な議案はいいけれども、ちょっと複雑な議 案については、今回は日にちがないので、概要説明は初めから書いて いるから、その次の詳しい説明としてペーパーを全員に配ってもら うということでどうでしょうか。当日になってしまうけれども。

佐々木委員	当日はあかんですよ、やっぱり。
宮嶋委員長	今ありましたようなことで何か準備できますでしょうか。 はい、局長。
金森事務局長	突然のご意見でもございましたので、どこまで準備できるか分かりませんが、いずれにしても分かりやすい説明に努めたいと、このように考えます。以上でございます。
佐々木委員	だからどうなるんですか。委員長。
宮嶋委員長	説明すると言うてはんねやから。
佐々木委員	いいですか。だからいつどうするか決めてください。
宮嶋委員長	ちょっともう。指名してから。 佐々木さん。
佐々木委員	だからそれは、何遍も言います、1週間後なんだから、何遍も、この前言わせてもらったときも、当日配付なんていうのは基本的にあり得ないです。特に議決にかかるものなんていうのは。あり得ない、そんなことは。だからいつまでにそれもらえますか。確認します。
宮嶋委員長	はい、局長。
金森事務局長	これから十分考えていかなければならないことだと考えております。そういった意味で、今、いつまでというお約束、守れなかったらまたお叱りいただくこととなりますので、善処をするということでご理解を賜りたいと思います。
宮嶋委員長	佐々木さん。
佐々木委員	今日、議会運営委員会やってるの、8日の本会議のための議会運営委員会をやっているわけですよ。今の答弁だったらもう流しましょよ、こんなこと言うんだったらという話になりますよ。今の話だと事

<p>佐々木委員 つづき</p>	<p>前に議案に関する資料は提出されるかどうか分からない。善処というのは分かんないこと含むので。という状況の中で来週の日程決めましょうという話はあまりにも無責任ですから、明確にしてください、それは。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ただね、決算、予算についての資料についてを求めることについての意見は聞きましたけれども、一つ一つの議案についてのことというのは、ここの場でそういう議論があって今日までに準備してほしいとかという確認をしていない中で出た話ですから、善処するということで、それを前向きに捉えるしか方法はないんじゃないですか。と私は考えますが、いかがでしょうか。</p> <p>はい、高岡さん。</p>
<p>高岡委員</p>	<p>今、佐々木委員の提案いただいたことは一定の理解はできます。</p> <p>ただ、今、日程が決められつつある中で、やはり今後の課題として、構成市町、2つしかない中で、木津川市の委員と精華町の委員との中で、木津川市は木津川市のほうに説明に、会派じゃないけれども、説明してほしい方が集まって説明していただくとか、精華町は精華町の委員の方で事務局のほうで説明を受けるとか、その辺は今後の課題として改選後考えていけばいいんじゃないですか。非常に貴重なご意見やというところは思います。</p> <p>ただ、今この場で議会を運営していくという意味では、その辺は次の課題として押さえておくべきやというふうには思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>はい、副委員長。</p>
<p>森本副委員長</p>	<p>先ほど委員長が言われたように、事務局で最善の努力をしてもらおうということで、今回は2月8日に臨むということにしたらどうでしょうか。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>はい、佐々木さん。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>その最善というのが曖昧過ぎて理解できません、まず。理解できません。今の話は、要するによく分からないまま議決権を行使してくれということと一緒になんですよ。あんたら、理解せんでいいよと。管理者がね、提案出したから、管理者が私らをばかにしてて、分からんでいいよと、取りあえず説明しないから議決権行使してくれと言っているのと一緒にですよ。それはあり得ない話です、基本的に。私たちが無責</p>

<p>佐々木委員 つづき</p>	<p>任になる話だから。 もう一遍言いますよ。木津川市、精華町、どっちかの議会が、やり方として議案本体しか出さへんと。説明もやらないし、参考資料も出さないということをやっているんだったら、それを踏襲するというの、まねるといのは分かるんだけど、今の話、両方の市町の議会では、事前説明をするかヒアリングに応じるか資料を配るなりするわけですよ。その2つの自治体で構成している組合議会になると何で急にやらないになるの、それ。おかしいでしょう、その発想次元が、まず。 もう一遍言いますが。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>もう一遍はいいです。時間の関係がありますから、もう一遍はいいです。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>従来、当組合に出た議案というのは、そんなに複雑な議案はなかったじゃないですか。どちらかというと、予算・決算と、それから人勧関係と、若干条例変更とかあったけれども。そんなに多種多様な複雑な案件、あまりなかったわけですね。 ただ、今回は定年だとか、また個人情報関係だとかいったような大きく法律の変更に伴う条例改正が出てきているわけですよ。だとしたら少なくとも、例えば定年に関していえば、木津川市がどういふふうな扱いをするか、このことにね、精華町はどんな扱いをするか、当然その2つの市町で構成している組合なんだから、それに準じたような考え方をこの組合の条例に持ち込むというのが多分通常の流れだと思うんですよ。そういう比較表も多分ないでしょう、それも。いつも出すじゃないですか、人勧のいろんなもの場合は。ほかのまちはどうか、類似団体こうだとか近隣はこうだとか、それ出してくるじゃないですか。 いやだから、最初のことになりますけれども、責任持って提案する以上、提案内容、もう決まっているわけ、固まっているわけだから、議案になっているんだから、だから中身の説明ってそんな難しいことじゃないでしょう。今から一から調べたりするのはなしに、提案していることをかいつまんでペーパーにするか説明資料にすればいいだけの話だから、そんなめっちゃめっちゃ今から検討しなあかんとか作業しなあかんという話ではないと思いますよ。 もう一遍、明確に、どうするのか明確に方針決めてください。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>高味議長</p>	<p>今、森本副委員長のほうから木津川市は事前行政側から説明があると言われましたけれども、正確に言えばそうじゃなくて、事前説明</p>

<p>高味議長 つづき</p>	<p>をしているんじゃないなくて、会派から、勉強会ということで、新たな深い質問をして議論を深めるためのことであって、ていとしては事前説明ではないということを確認しておいてほしいのと、今回の第1号から第4号議案については、各構成市町で議決した案件がそのまま一組に来ているから、ある程度、この提案については構成市町で議決が済んでいる部分もあるので、ある程度の説明というかその内容は、皆さん、把握しているので、できるだけ8日に本会議を進めたいということで、今回は宿題ということでやったらどうですか。もう8日の日に決まっているし、この案件についてはある程度市町で議決をした内容ですので、これ以上の説明といえれば同じような説明になるんやないかなということも分かっているので、このまま進めたらどうでしょうか。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>委員長。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ちょっと待って。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>ただちょっと言いたい。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ちょっと待ってください。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>事実誤認がありますから。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>分かっていますから。条例の関係でまた3月議会にやるのがあるというのは分かります。もうそれいいです。はい、分かりました。 どうですかね。佐々木さんからは、事前にとということであれば7日がリミットやと思うんですが、7日までに、関係議案の政策過程におけるものだとか、そういうポイントのようなものというのは何か文書にできますかね。時間的な問題があるかと思うんですけども。できるのであれば7日までにやっていただいて、7日にそれぞれ議会事務局に届けてもらうということになるんですけども、どうですかね、時間的な問題があるかと思いますが。 はい、局長。</p>
<p>金森事務局長</p>	<p>7日までに間に合わせると、どこまで、あんまり細かいところまでにはできないと思いますが、ぱっと見て分かりやすい概要的なものについては作成をし、お渡しできるように努めたいと思います。 以上です。</p>

宮嶋委員長	<p>じゃ、今の事務局長からの発言でこの問題は終わりたいと思います。よろしくお願ひします。</p> <p>それ以外、議事日程等よろしいですか、提案された内容で。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>はい、分かりました。</p>
佐々木委員	<p>ちょっと老婆心ということから言うんやけれども、これ、普通、通常、2月の定例会終わったら、次、秋の議会定例会ですよ。</p> <p>ただし今回は5月に木津川市さんが改選があつたりするので、恐らく5月の下旬か6月に臨時会があるということですよ。ということですよ。それはいいんだけど、4月の下旬とか5月の上旬に臨時会があることないでしょうね。それは。</p>
宮嶋委員長	<p>それはどういう関係で今質問されているんですか。議事日程との関係ですか。</p>
佐々木委員	<p>いや、だからうちの議会構成が変わっちゃうということですよ。</p>
宮嶋委員長	<p>うん。それで何を質問されている。</p>
佐々木委員	<p>だから通常の、木津川市さんの選挙終わった後の通常のペース、それから精華町の2年おきの中間的な委員構成を変える、変更というか、起こった後の臨時会だったらそれはそれでいいんですけども、それより以前に起こることないですよ。</p>
宮嶋委員長	<p>はい、事務局長。</p>
金森事務局長	<p>今、議会日程のご質問やったと思います。木津川市は4月25日を任期とした選挙が行われますので、木津川市の場合はそれを受けまして5月の中旬に臨時会をされる。精華町も、議長をはじめ役員改選があつて、5月の中旬に臨時会をされるというふうに聞いております。その後、日は空ける必要はないと思つておりますが、その数日後にこの組合の臨時会をお願いしたいということで、今、調整中であります。</p> <p>以上です。</p>

佐々木委員	ないってことね。
宮嶋委員長	<p>よろしいですか。 じゃ、提案された内容は特にご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議がありませんので、事務局の提案のとおりといたします。</p> <p>それでは、次に議題の2、議会運営に係る整理についてであります。</p> <p>まず最初に、前回の議会運営委員会での協議結果等について確認したいと思いますので、事務局から説明を求めます。 総務課長、松井さん。</p>
松井総務課長	<p>それでは、本日机上に配付をさせていただきました資料、その中の議会運営委員会検討事項一覧（R5. 1. 18議会運営委員会結果追記）というホチキス留めの資料、こちらの資料をご覧いただきたいと思います。</p> <p>こちらのほう、前回の議会運営委員会でもお示ししたものに追記をさせていただいた資料とさせていただいております。それぞれ項目ごとに、太枠の部分は既にご決定いただいた部分ではないかと考えております。</p> <p>前回の1月18日に開催いたしました議会運営委員会で新たに内容を追記した部分につきましては1ページ目の下段です。R5. 1. 18の議会運営委員会。傍聴規則の見直しに関してですが、具体的な見直しについて委員全員の一致とはなっていないが、現状のまま運用することではないという方向性は一致をしている。もう一点、時代に合わない部分などは今後改正を行うこととして、今回は見直しを行わないものとするという形で整理をいただけたものと考えております。</p> <p>次に2ページ目でございます。2ページ目の下段でございます。非常時における議会活動について。こちらにつきましては下の太枠の中にあります、事務局にて先進事例等を整理されたい。特に精華町議会は試行も行った事例があるということでございました。あと、先進事例等を参考に検討するものとして、改選後の議会運営委員会に申し送るものとするというおまとめをいただいたものと考えております。</p> <p>続きまして、3ページ目でございます。上段、議会ホームページの作成と運用等についてでございます。こちらのほうは、議会のホームページについては、1月18日の委員会における意見等を事務局でまとめ、本年度の予算の範囲内で作成することとする。本日の議会運営委員会で事務局から進捗状況等を報告するという内容でおまとめいただいたものと思っております。</p>

<p>松井総務課長 つづき</p>	<p>続きまして、4ページ目でございます。4ページ目上段、特別委員会の活用案でございます。こちらは、木津川市議会としての意見等について、次回、本日の議会運営委員会でご報告いただき、当日意見交換等を行うという内容でおまとめいただいたと思っております。</p> <p>下段、申合せ事項の案でございます。こちらは点線で困っておりますが、次回の、本日の議会運営委員会に事務局作成の申合せ（案）を提案いただき、内容確認等を経て、次々回、2月8日というご発言もございましたが、議会運営委員会最終確認を行うという内容で、まだ検討の内容となっておりますと思っております。</p> <p>最終5ページでございます。5ページはその他の事項としていただいた意見でございますが、まず、下段のほう、議会傍聴規則が議決事項であるかどうか確認をされたい。それから、委員会、前回の議会運営委員会中における議長の発言、組合傍聴規則の関係の中身でのご発言でございましたが、ついて見解を確認されたい。それから、申し送り事項については結論のみを示すのではなく、議論等の経緯もまとめられたいというような意見があったかと思っております。</p> <p>以上、これらの内容、本日の議題に関わる内容ではないかということでまとめさせていただきました。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>この後、改めて項目ごとに整理していきたいと考えておりますが、今の事務局からの説明についてご意見ございませんか。</p> <p>はい、佐々木さん。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>今説明あった一番最後の5ページのところの一番最後のことなんだけれども、けちつけないわけじゃないけれども、事実経過としてはほぼ正しいと思うんだけど、なぜこうなったか、要するに今回は見送るとか、何を申し送るのかに関して書かれていないわけですよね。それをちゃんと実務的に、事務的に整理しておいてもらわないと、さっきから議論になっているように4月、5月で議員が替わっちゃいますよね。6月に延びるかもしれないけれども、基本的に交代するわけですよ。そしたら、ここの場にいなかった人にとってみれば、何が議論されたかよく分からないままに次の作業という話になっちゃうわけですから、そこはしっかりと、全部が全部、会議録じゃないからね、一人一人の発言を全部書く必要ないけれども、何が議論になっていたのか、選択肢が幾つかあって、これとこれ、どちらを取るかということ、例えばAを取るかBを取るかで結論が出なかった、Aの主張はこういう理由、Bの主張はこういう理由ということまでも書いていただかないと、恐らくまた元へ戻ってしまうんじゃないかというふうに思うのが1点です。</p> <p>もう一点、ちょっと実務的な話だけれども、2ページの精華町議会の試行済みって、これ試しじゃなしに既にルールがあるということ。</p>

<p>佐々木委員 つづき</p>	<p>必要な条例ないし、またその改正をしているので既に、要するに実施済みという意味で、法律施行のほうの施行ね、私、この前言ったのは、そっちの、試しじゃなしに既に終わっているという意味ですので、ちょっとそれは訂正をお願いしたいなと思います。これはそれだけです。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>はい。後のほうはそれでよろしいですね。「試行済み」の。誤字というか。</p>
<p>松井総務課長</p>	<p>大変失礼をいたしました。修正させていただきます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>修正ということで。 今、そのことと質問がありましたけれども、それについてはいかがですか。 松井さん。</p>
<p>松井総務課長</p>	<p>5ページのその他事項で、一番下の欄、3つ目のところで書いている、「申し送り事項については、結論のみを示すのではなく、議論等の経緯もまとめられたい。」ということで、本日お配りしています資料は本日の議会運営委員会用の資料ということでございますので、申し送り事項となった部分については、また改めて整理をしたものを次回の委員の皆様にご提示をして、ご議論いただけるような体制で臨みたいと思っております。 以上でございます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ありがとうございます。 そしたら、まとめていただいております関係で、幾つかあるんですが、まず最初に、今、特記事項のところ、前回、傍聴規則が議決案件であるかどうか、また、前回の議会運営委員会における議長の発言についての見解の確認についてありましたので、それを事務局のほうから説明いただきたいと思いますと思うんですが、よろしいでしょうか。 はい、事務局長。</p>
<p>金森事務局長</p>	<p>それでは、いただいております宿題が2点ございまして、今、委員長からありましたように、傍聴規則は議決案件であるかどうかということ、これ第7条第2項、第3項との関係になります。 逐条解説をまず最初に読ませてもらいたいと思います。 まず、傍聴規則の関係でありますけれども、全体の関係であります。地方自治法は、議長は、傍聴人の取締りに関し、必要な規則を設</p>

<p>金森事務局長 つづき</p>	<p>けなければならないと自治法第130条第3項で規定をされております。したがって、議長に傍聴規則の制定を義務づけています。地方自治法上、議長は、専決で傍聴規則を制定、改正できますが、実際には運用として議会運営委員会などで改正等を検討し、協議をし、その合意を経た後に議長が改正するということでもありますので、議決事項ではないということが書かれております。</p> <p>そして第7条第2項、第3項の関係です。第7条第2項を読みます。議長が必要と認めるときは、傍聴人に対して、係員をして前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができるとなっております。これにつきましては、議長において必要と認めるときは、第1号から第5号までの携帯禁止の物品を所持しているかどうかを、係員をして質問させるという質問権を置いたのである。地方議会の議長は、国会の議長のごとき警察権が付与されていないことから、身体検査をすることも人権侵害につながり違法であるため、質問権程度の規定しか置けなかったということになっております。</p> <p>次、第3項です。議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができるとなっております。逐条です。議長の命によって、係員が危険物や恣意的物品を所持しているかどうかについて傍聴しようとする者に対して質問したときに、それに答えなかった者は入場を禁止されることになる。もし黙秘権を使って応答しなければ、第3項を適用して入場を拒むことになるということで逐条のほうには書かれておりました。</p> <p>なお、前段の傍聴規則が議決事項であるかどうかということについては、町村議長会のほうにも確認をし、お見込みのとおりということで返事をいただいたところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>今、前回の課題について事務局長のほうから説明いただきましたが、これについてよろしいでしょうか。</p> <p>特になければ、今のおりとして進めさせていただきます。</p> <p>次にホームページの関係、具体的に資料も出していただいておりますので、進捗状況についてご説明いただけますでしょうか。</p> <p>はい、総務課長、松井さん。</p>
<p>松井総務課長</p>	<p>それでは、私のほうから、本日これもお配りさせていただきました資料の中で、ホチキス留め、組合議会ホームページ作成検討状況について、本日現在という資料をご覧くださいと思います。</p> <p>こちらのほうは、まだ業者委託等できておりませんので、我々職員のほうで加工できる部分加工したもので、イメージということでお示ししておりますので、そういう内容をご覧くださいと思います。</p> <p>まず、作成の流れですが、現在、私ども環境の森センター・きづが</p>

松井総務課長
つづき

わのトップページ、1枚めくっていただいたら施設の写真が写っているものでございますが、ここの右肩に組合概要という欄がございます、その下に違うページへ飛ぶようなボタンを用意しております。現在は、下から2つ目に組合議会という欄を設けてございますので、これを活用してページの展開をするような構成ができないかと考えております。ですので、まずトップページへ入っていただいて、この組合議会をたたいていただければ次へ行って、1枚おめくりいただきまして、おめくりいただきましたところで、組合議会という形でのちょっと大きなトップページみたいなものを作成できないかと考えております。形式は文字が中心のものにはなっていますが、組合議会の概要といたしまして一番ベーシックなものを書かせていただいて、その後議員名簿、役職など、請願、陳情、ご意見等、組合議会日程、お知らせ、議案名、採決の結果、会議録というような、また次に展開するような部分を設けまして、ここからさらに選んでいってもらえるというような形にしてはどうかと考えております。

次、おめくりいただきまして、先ほど言いましたボタン、それぞれの構成、トップページになりますので、それぞれのボタンをクリックした場合、まず議会の名簿等につきましてはこのような形で掲載できればと考えております。まず議員名簿、今は議席番号順で、今現在のご氏名等を記入させていただいております。連絡先等という箱を1つ設けておりますので、ここに電話番号でありますとか必要な情報を載せていくことになろうと思いますが、ここにどれだけの情報を入れるかは、また後ほどご議論いただければと思います。あと、議会の役職、議長、副議長、監査委員が大きな形になりますので、3名のご氏名をそれぞれ別で掲載をいたします。ちょっとレイアウトが交ざっておって申し訳ございませんが、議会運営委員会につきましても、その下に構成ということで別建てで氏名を掲載できればどうかというふうに考えております。これが議員の名簿とか役職に係る部分でございます。

次のページにいただいていただきまして、また別のページで議会の日程等をお知らせするページをつくれればどうかと考えております。掲載する内容は、議会の日程、例えばですが議会運営委員会、それから定例会の日程が決まれば決まった段階で、こちらのほうに掲載をしていくということでどうかと考えております。

あと、下の欄につきましては、議会の日程と併せて傍聴ご案内ということもございまして、この部分のご説明を、今は点々と示しておりますけれども、簡単な形で案内ができればというふうに考えております。

続きまして、めくっていただきまして、次は組合議会への請願、陳情、ご意見等のページでございます。これも規定等にのっとり一番ベーシックな形での内容をお示しするという事になろうかと思いますが、構成市町のホームページなんかも参考にしながら文言については整理をしていきたいと考えております。一番下に組合議会へのご意見等についてということで、右上に環境の森センター・きづがわへ

<p>松井総務課長 つづき</p>	<p>のお問合せというメールでお問い合わせいただけるボタンはございますが、こういったところへご案内できるような文言を入れればどうかというふうに考えてございます。</p> <p>次、おめくりいただきまして、議案名、採決の結果でございます。こちらのほうも、それぞれ定例会ごとに、あるいは臨時会もございまして、包括して書ければどうかと考えております。一応議案も今のところはそんなにたくさんの議案を出しているわけではございませんので、全ての議案について可決、否決といったような結果は掲載できるのではないかと考えております。この中で、かつ賛否が分かれたものにつきましては、今、市町の議会でも議会だよりなんかで掲載されていると思いますが、その内訳を示していつてはどうかというふうに考えてございます。</p> <p>それから最後のページでございますが、これはもう既に本日現在でも公開をいたしております会議録の部分でございます。現在は本会議の定例会の会議録を掲載いたしておりますので、このページを会議録という形で掲載をいたしております。</p> <p>以上が、本日現在、ちょっと業者のほうでつくったものではございませんのでこのような形ではございますが、このレベルの内容であれば予算の範囲内で新しい構成としてページを作成することは可能ではないかというふうに考えておりますので、本日現在の検討状況のご報告とさせていただきます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>今のことについてご意見等ございませんか。 はい、佐々木さん。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>今見たばかりなのでまとまっていないかもしれないけれども、1つは、ちょっと聞き漏らしたかもしれんけれども、議会等への意見についてはどういう方法で受け止めるというかね。いろんな方法が考えられますよね。電話、ファクス、メール、その他考えられるんだけど、どういうふうになるかというのと、もう一個、多分ほとんどの議会で悩んでいるんだと思うんだけど、精華町議会もそこまでしっかりできていないという前提で言いますが。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ちょっと待ってください。ちょっと休憩します。 (10:20)</p> <p>《暫時休憩》 (10:25)</p> <p>そうしましたら、再開をいたします。 伊藤委員は、体調調整えげまた戻ってきていただくということで、今ちょっと休憩を取っています。</p>

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>じゃ、佐々木さん、さっきの質問の途中でした。1つ目は連絡方法のことを言っていました。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>2つ目は、これ多分どこの議会も苦労していると思うんだけど、議決の結果、それはのせてもらったらいと思うんですけどもね、ただ、これ誰に対して発信するかって、やっぱり一般住民に対して発信することになるかなと思うんですね、目的としては。議案名だけ見てその議案が何の議案かというのを理解できる人は、ほぼゼロだと思います。理解できる人は、議案を見ずに。なので、だから、要するに議案の概要というか、例えばこの条例改正はどういう目的で何をどう変えるものなのかといったようなものを若干解説しておいてもらわないと、情報公開の意味がほぼなくなってしまうということですので、本来それは事務局の話じゃなしに、本来それは、大抵の議会では、議会の中に例えば編集委員会的なものがつくられていて、そこがやるべきだと私は思いますが、それをどっちがやるのかも含めて、それをちょっと書いたほうがいいんじゃないかというふうに思います。</p> <p>3点目は、既に今ありますが、会議録ですが、これも前にも言わせていただいたように、通常はどこの議会もそうですけれども、本会議と委員会、または本会議と全協というのは普通連動していることが多いですね。特に委員会付託をやっている通常の議会の場合というのは、本会議で説明があり、包括的な質疑があり、それで付託されて付託先の委員会で、詳細のというか、議論があり、その結果を持ち帰って最終本会議で解決するという話になるわけだから、その1個だけを飛ばしちゃうと何が何だか分からなくなりますよね、前後のつながりが。例えば前半の本会議で何か白っぽい色が見えたのに、次の全協で白がピンクぐらいになったと、それが分からずに最終の本会議でまたそれが赤になったりピンクになったりするわけですね。それはやっぱりその中間の全員協議会なり委員会での議論をセットにしていなくて理解し難いという話になってきますので、通常、今ほとんどの議会が秘密会の決定以外の会議については公開するという方向で動いていますし、可能な限り公開されたものというのは、例えば会議録だとか、または電子的に検索できるようなものもあるし、基本的には、今のところ本会議しかのってないけれども、今後、この当委員会だとか、また過去にも全員協議会やったことあるんでね。そこについてもセットで載せるべきだというふうに思うし、もしそれが何らかの差し障りというかがあるんだったら、その差し障りあるルールについては変更すべきだというふうに思っています。</p> <p>もう一つ、今日については議会関係のホームページに関する議論をしているんだけど、もう一個分からないのは、過去の一般質問や、ここの議会の本会議議論の中で、議会部分以外の部分、つまりこの組合全体のホームページの構成なりね、構成の中身について意見がありましたよね。傾聴に値すべき意見もあったと思うんです、それは。だから、そこはどこで議論をされて決まっていくのか、それにつ</p>

<p>佐々木委員 つづき</p>	<p>いては、組合議会というのは、一般質問等で意見を言えるだけであって何ら関与はできないという立場になるのでね。だから今日示されたのは議会部分だけでしょう、要するに。組合議会の部分だけしか示されていないので、その他の議論というのはもう完全に事務局に任せて、議会というのはもう意見がある人は意見を言うだけの存在と。もちろん執行権があるから執行権を犯すことはできないと思うけれども、その辺については通常やっぱり意見が出た以上いろんな協議をするというのが通常のパターンなので、そこをどう考えるかというのがちょっと疑問に残ります。</p> <p>以上です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>幾つか質問がありましたけれども、よろしいですか。</p> <p>はい、松井さん。</p>
<p>松井総務課長</p>	<p>それぞれちょっと意見をいただきました。</p> <p>まずは本日お配りしている資料の中の、ページを打っていないので申し訳ございません、組合議会への請願、陳情、ご意見等についてのページのご意見のやり方というところかと思えます。</p> <p>こちらについては、私どもとしてもできる限り幅広い方法でやればいいなと思っております。ただ、可能な限りは残る形でない、電話等での単なるやり取り等は、お聞きしたり行き違いがあったりしますのでそういったことは気をつけながらですが、意見等とありますのでお問合せとかの分も入ってこようかと思えますので、電話等も含めて幅広い形でのやり方をいただけるようには思っております。全体的な部分につきましては、資料のページの右上のほうに環境の森センター・きづがわへのお問合せという、これ我々の執行部でも使っているお問合せの欄ですけれども、これがメールアドレスに直接飛ぶような欄になりますので、こういったところに入って来たとしても議会に関わることであれば、議会へのご意見のお取扱いをさせていただいて分けて当然対応したいと思っておりますので、そういった形で幅広い整理をしていきたいと考えております。</p> <p>それから、2点目の議案の採決の結果の部分の議案の概要の部分でございます。こちらにつきましては、これも今後の課題ということになろうかと思えますが、議案の説明、今はしているものはございません。解説部分だけ載せるのか、それとも議案書を載せるのか、そういった部分、市町のほうの今後の動き、やり方なども参考にさせていただきながら、できるだけ追従したような形で同じようなものをつくっていければなとは思っておりますが、今の現段階では、この形でいくと議案名が載るだけ、あるいは議案書をPDF化した閲覧資料を載せると、傍聴資料と同じような形になるというようなレベルでしかちょっと難しいのかなというところがございます。</p> <p>それから、会議録の部分につきましては、今現段階では本会議の会</p>

<p>松井総務課長 つづき</p>	<p>議録を掲載いたしております。これも現状でいきますと、木津川市議会は同じように本会議が閲覧可能な状況、精華町議会様のほうは本会議と委員会が掲載されている、令和4年4月からでしたか、改正されているというような状況かと思っております。現時点では、我々のほうでは今、本会議の形にしておりますけれども、組合議会の中で委員会も掲載すべきだという形でご決定いただけるようなものであれば、それについてはこちらのほう、同じように電子媒体も持っておりますし、最終的には署名もいただいておりますので、それについては対応のほうは、ご決定いただいた上での内容で、できる限りさせていただきたいなと思っております。</p> <p>あと、我々組合側の全体のホームページの内容につきましては、今年度予算で今鋭意進めておるところでございます。今回、本日は議会運営委員会でのご議論でしたので、議会のホームページについての報告とさせていただきます。執行部側の全体的な部分につきましては、予算の範囲内で、今、業者とも調整しながら、それからこれまでの議会からいただいている一般質問も参考にさせていただきながら、我々のほうで仕立てていって最終仕上げるものと考えておりますので、現時点で逐次議会のほうへご報告という部分については、まだ本日現在でも追いついていないと、最終的な形にはなっておりませんので追いついていないというところがございますが、それらを踏まえた新しいホームページの提案をしっかりと検討してまいりたいと考えているところがございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>よろしいでしょうか。 佐々木さん。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>これも厳密に言うと、答えてもらいたいことはあるんだけど、通常、住民が声を出すときというのは、もちろん多くの部分は執行部側、市長側、町長部局側に、多分、この交差点危険だから何とかしてほしいというような声は上がってくるとは思うんだけど、議会は一定同じ、同じ自治体の中にはあるけれども、別の存在なんですよね、それはそれとして。だからそこをどう考えるか。ちょっと別に私が決め切るわけじゃないけれども、どうせやるんだったらそれを整理しておいたほうが良いかと。つまり、それぞれの市議会、町議会に住民から来る意見というのは、わざわざ議会を選んで言うてくるということはそれなりの意味を持っているんですよね。例えば直接町長部局、市長部局に言ったけれども駄目だったりとか、その経過があつてね、なかなか動いてもらえないとか、また、ちょっとまだ不正確な情報だけでもこんなふうなことを言っている人がいるよとかいったような、要するに首長側に言うスタンスと議会側に言うスタンスとは若干異なることがあるんですよね。だからそこで、今の話だと双方を包</p>

<p>佐々木委員 つづき</p>	<p>括するような入り口にしたいという話だったわけなんだけれども、それだからちょっともう一遍検討が要るんじゃないかとは意見として申し上げておきたいと思います。</p> <p>それぞれいろいろ話あったけれども、意見で言うておきますけれども、これをつくるというのは別に私たちが自己満足で税金を使うわけでもないわけですよ。いろんな人に実態を知ってもらいたいとか、組合全体の状態だとか情報だとか、また例えば有害物質の観測状況だとか、もしくはもっと関心を持ってもらうためのいろんな人向け、お子さんから成人から、またはいろんな人向けの、がアクセスしたら、あ、こんなことやっているんだ、こんな状況なんだということが分かりやすい情報発信、かつ説明責任のために普通ホームページつくられるわけですよ。広聴の部分もあるかもしれんけれども。だとしたらやっぱり相手に分かるような工夫をしないと、それは発信していないとほぼイコールになっちゃうわけなので、可能な限り相手に分かるような状態に加工をすることが要るんじゃないかとは思っています。ですから、そのこのところはどうするかはまた詳細は検討したらいいと思うんだけど、基本的スタンスとして、要するにコピー、あったことをそのまま、要するに紙媒体であるものをそのまま電子データにするというようなことだけだと恐らくほとんどの人が理解できないし、中身的に言ったら面白くないというか、関心が持ちにくいような状態になってしまうおそれがありますから、そこはしっかりと、要するに一般住民目線、通常私らが広報なんかをつくるときの基準としては小学校高学年か中学生ぐらいの学習状況で理解ができるような言葉使いとか、またはイラスト入れたりとかそういった内容をするというのが通常議会だよりをつくるときの基本的な考えということはずっといろんな先生方から言われてきたことなので、そういう観点でもって内容の仕上げをお願いしたいというふうにちょっと申し上げておきたいと思います。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ほかいかがですか。よろしいですか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>じゃ、今出された意見を踏まえていただいて、年度内により分かりやすいものをつくっていただくということでお願いをいたします。</p> <p>それから、先ほどありました議員名簿の部分ですが、お名前の横に連絡先等というのがありますが、これについてはどこまで書くかということで、何かありますか。</p> <p>それぞれの議会で行っていただいている中身、精華町は、私、十分知らんですが、住所、電話番号あたりまで書いてあるんですか。</p> <p>木津川市も住所、電話番号でしたかね。</p> <p>よろしいですか。それとも何かそれに付け加えて。</p> <p>はい、佐々木さん。</p>

<p>佐々木委員</p>	<p>精華町議会はちょっとまだ所管委員会が十分議論できていない部分もあるんだけど、従来の考え方は、議員は公人、公の人、公人だからプライバシーは基本的にないという考え方で掲載してきました。ただ、この間、今日の本省会議から総務省が動いていますよね。議会におけるパワハラやセクハラ、嫌がらせ、まとまわりつき等の問題というのが発生しているわけで。幾つかの議会を見ていると議員に選択させています。つまり、氏名は当然それは必要なんですけどもね、氏名は要るんだけど、それ以外の例えば生年月日だとか自宅住所、電話番号については希望する人は載せると、希望しない人は載せない。それが1つの観点ね。</p> <p>もう一個の観点は、前は電話とかで、またはお手紙等のやり取りが多かったけども、今もうICT時代に入ってきて、通常、私たちの生活の中でも電話よりもメールとかLINEとかいったような電子媒体を使うようなやり取りが増えている、議員さんで。そういう意味からいったら、この間増えているのは議員の個人メールアドレス、もしくは、精華町の場合は議会の中に全員の議員にアドレスが交付されていますのでそれを使ってもいいですけども、いわゆる公的な、要するに公的なアドレス。だからそれは、議会、皆さんに聞いて決めたらいいんじゃないかって気もするんですよね、そこは。その他もやっぱりLINEだとかメールだとかでやり取りする手段を確保するというのは必要じゃないかというふうには思う、それが2点目の話です。</p> <p>そういう方向で、特に1番目の話は、全国的に言うと女性議員さんとかがいろんなストーカー的な被害に遭われていることがあるので、その原因がやっぱり議会ホームページの住所掲載ですよ、特に、が原因になっていますので、そこはちょっと配慮していただきたいと思います。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>今、佐々木委員のほうからそういう連絡先についてのご意見がありましたけれども、どうですか、皆さん。</p>
<p>森本副委員長</p>	<p>選択制でいいやん。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>それぞれが希望するものを。</p>
<p>森本副委員長</p>	<p>そう。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>連絡先として、少なくとも通じるような中身を書いてもらうということよろしいですか。 はい、高岡さん。</p>

高岡委員	<p>確かに、今ご意見ありましたように、他の市町のホームページ見せていただいても、名前のほかに携帯なり住所なり、自宅の電話番号載っている方と載せていない方というのは、選ばれていると思いますので、今おっしゃるように個人の選択でされたらいいのではないかと思います。</p> <p>以上です。</p>
宮嶋委員長	<p>じゃ、事務局のほうへ。</p> <p>何か様式があったほうがいいですか。何か出してもらいますか。どうぞ。</p>
松井総務課長	<p>そうしましたら、これからまた作成ですので、もしよろしければ次回2月8日定例会の日に、申し訳ございません、今からこんな形つくれませんので、それぞれの任意の様式で結構ですので、連絡先に記載してもよいと許可いただける内容を2月8日に事務局のほうにご提出いただけますでしょうか。それを基に、我々のほうでできるだけ統一性を持ったような形で掲載のほうは整えさせてもらいたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
宮嶋委員長	<p>じゃ、2月8日までに事務局のほうに出していただくということでお願いをいたします。</p> <p>もう一点、先ほどの佐々木委員の発言の中に、最後のページ、会議録についてご意見がありました。それで、全員協議会等のものや委員会ということですが、現実的には今、委員会は議会運営委員会だけになるわけですけれども、それも含めてという話がありましたけれども、この点については何かほか、皆さん、ご意見ございませんか。</p> <p>はい、森本副委員長。</p>
森本副委員長	<p>議運の分が会議録として載せられるんでしたら、委員会、議運の分として載せていただいたらどうですか。</p>
宮嶋委員長	<p>ほかはいかがですか。</p> <p>もう意見がないというのはどういう。それぞれの今お二人から出た意見のおおりのことなんですか。</p> <p>はい、高岡さん。</p>
高岡委員	<p>会議録のところで、議会運営委員会のところしか載せられないということですか、今の話。</p>

宮嶋委員長	<p>いや、だから、今、議会でやってるのは、全員協議会をやったことがありますから全員協議会、それから委員会と言われたらこの議会運営委員会しかないの、それということになるわけですけども。</p> <p>森本さんからは議会運営委員会は載せたらどうかというのがあったということですが。</p> <p>はい、高岡さん。</p>
高岡委員	<p>載せていただくのは、もちろんその方向でいいと思うんですが、先ほどからも出ていますように、一般市民の方に分かりやすいような載せ方というところになってくると事務局のほうも大変ご苦労もあるのかなと思いますが、一般市民の目線で理解していただけるような載せ方、解説、概要が必要かなというふうには思っています。</p> <p>以上です。</p>
宮嶋委員長	<p>ただ、このページについては全文が載るということで。</p> <p>検索機能はあるんですけどかね。</p> <p>松井さん。</p>
松井総務課長	<p>会議録につきましては、今、同じように委員会をつくるとしても、本会議のものとは別の同じような箱をつくって委員会等を羅列するという形になります。検索機能は、申し訳ございませんが、システム上、いついつの会議を探すという会議録の検索機能は持ち合わせておりません。会議録まで到達していただければ、会議録の中の文字検索というのは、PDFの操作ができるパソコンであれば恐らく検索機能が働くと思いますので、文字の検索というのは可能かと思います。</p>
高岡委員	<p>それでいいんじゃないですか、取りあえずスタートするのは。</p>
宮嶋委員長	<p>すみません。会議録、本会議と委員会ということですが、議会運営委員会が正式に発足したということでもいいのか、それとも次年度というのか、いつからそれがスタートするかなんですけれどもね。議会運営委員会。正式に発足したと。</p> <p>高岡さん。</p>
高岡委員	<p>正式に発足しているんですが、ホームページを立ち上げて更新されるときに、いついつの議会運営委員会の会議録を、1回目からですか、可能なら載せていただければ、検索したい方は文字で検索できるわけですから、それで問題ないかと思えますし、取りあえずスタート、その辺はしてみることが大事やと思うし、また更新かけてやり直</p>

高岡委員 つづき	す部分も議会運営委員会で議論されるべきやと思うので、取りあえず始めてみるということが大事かなと思います。 以上です。
宮嶋委員長	すみません。年度内に、それぞれの会議録のどこまでが出来上がって年度内という意味ではできるのかということ、それから議会運営委員会がスタートしたときからということの関係でどうでしょうか。 はい、松井さん。
松井総務課長	ただいまのお話からいきますと、本会議につきましては、現在、平成30年からという形で掲載のほうさせていただいております。 次、ホームページが出来上がれば、年度末までかかる見込みですけれども、できた際は議会運営委員会の分を遡って全て掲載せよということであれば、議会運営委員会は前回、1月、すみません、日付を忘れました。 失礼いたしました。11月ですね。11月の定例会のときが初めての議会運営委員会となりますので、全て令和4年度中の議会運営委員会が一からのスタートという形になりますので、それを全て掲載することは可能です。 1つ確認を、お願いをいたします。
宮嶋委員長	はい。
松井総務課長	その中でいきますと、全員協議会は過去にこれまでもやってきた経過がございます。現在、議会運営委員会ができましたので、議会に係ることということでこういう形でやっております。全員協議会を遡ってやれという話になりますと、過去に遡ってかなりの件数出てまいりますので、全員協議会もその委員会に含むのか、含むのであればどこから含めればいいのかというところを、すみません、意思のそごがないようにご確認をいただければと思うんですが。
宮嶋委員長	議会運営委員会については今の発言でご了解いただけますか。 (はいの声) 全員協議会についてはいかがですか。 じゃ、手挙げて言うてください。 森本副委員長。

森本副委員長	全員協議会については、次年度から掲載できるのであれば掲載したらどうかと思いますけれども。
宮嶋委員長	ほか。 はい、佐々木さん。
佐々木委員	私も、全員協議会、本来そんな、議会の中心的な会議ではないと思うんだけど、私、気になるのは去年の、1年前の2月の定例会のときに、この間、ちょっと見解が違う、相違、食い違い起こっているけれども、去年の第4号議案について、本会議の後、全員協議会やったんですよね。あの全員協議会、事実上、あれ委員会なんですよ、実質的な。当時、委員会というのを活用するという方針がなかったから一応全協という話になったけれども、あれ実質的に委員会付託して議論したみたいな感じの会議だったでしょう。あれを飛ばしちゃうと、さっきも私申し上げたように、あっちのほう为本格的な議論やっているわけですよ。全協のほう。何が何だか分からないという結果が生じるのでね。少なくとも、それ以外の全員協議会は、この会議規則にあるように、どちらかという連絡調整的な内容だから、そこはそんなに大きなものはないと思う。去年の2月の全協は実質委員会なので、だからできれば、もし期で切るというんだったら昨年から、昨年以降のものに限定すればそんな作業も、そんな数ないでしょう、2回ぐらいちゃいますか、全協って、昨年以降は。なので、そんな量がないと思いますから十分可能かなという気はしています。
宮嶋委員長	ほかよろしいか、ご意見。今の件でいかがですか。お答えいただけますか、全協の。 はい、森本さん。
森本副委員長	たしか去年の2月8日のあれは、事務局とか行政委員会とかの話でしたか。だから、去年の全部を載せるんじゃないくて、その2月8日だけを載せたら駄目でしょうか。
宮嶋委員長	佐々木さんはそう言うてはる。
森本副委員長	それ、事務局が負担になれへんねやったら。かなりの、今、今日決まったやつのボリュームがどんどん出てきたから大丈夫かなと思うけれども、事務局が負担になれへんねやったら、2月8日の分と、それから次年度の全協について載せていくということにさせていただいたらどうですか。

宮嶋委員長	今の件、よろしいか。 松井さん。
松井総務課長	ただいまのご質問のほう、ほぼ先ほどの佐々木委員のご発言と同じかと思えます。ただ、もし統一性を取るというのであれば、令和4年以降としていただければ、おっしゃっていたように、回数を私、正確に覚えていないんですが、数回でしたので、あの日のだけの全協だけ載せるという少し何かイレギュラーにも見えますので、日切っていただいて、そういうのは事務的にはさせていただきます。
宮嶋委員長	<p>じゃ、令和4年から全協については掲載をするというふうにしたいと思えます。</p> <p>ほかよろしいですか。</p> <p>それでは、いろいろ作業がありますけれども、この分については出た意見でこういうふうにしていただきたいということにしたいと思えます。</p> <p>続いて、特別委員会の活用についてであります。これについては、前回、木津川市議会の意見等について確認するということでしたので、まず最初にこの報告をいただきたいんですが。</p> <p>森本副委員長。</p>
森本副委員長	<p>特別委員会を活用するのかもしれないのかという件で、私たちの各議員の会派、無会派も含めて全部レクチャー、聞きに回ったところ、17対3で本会議主義でいいんじゃないかということになりました。</p> <p>その理由としては、前も私が申し上げていたように、ここの事務組合においては、最少の費用でごみ焼却について最大の効果を得るのが目的であって、予算的にも本体の議会みたいに大規模な予算組んでいるわけじゃないので、本会議主義でいいんじゃないかという結論で、17対3ということです。</p> <p>よろしく審議をお願いします。</p>
宮嶋委員長	<p>前回課題になっていました木津川市議会のご意見をまとめてもらうということで、今、報告をいただきました。ありがとうございます。</p> <p>本件について、ほかご意見ございませんか。</p> <p>佐々木さん。</p>
佐々木委員	<p>それどうするかでしょう、だからここの組合議会として。今、一応報告をいただいたんですけども、前回、前々回ね、12月の議会と当委員会というのは幾つかの論点がありましたね。つまり、冒頭も、さっきも来週の本会議の日程のときにもちょっと議論があったけれど</p>

<p>佐々木委員 つづき</p>	<p>も、どれだけ審議のための準備ができているかという論点ありますね。要するに資料がどこまで整備されているかということですよね。それがされていないと本会議で聞かなあかんという話になりますね。本会議は3回制限、今のところかかっているから、そうすると3回のうちの1回や2回を使い果たしちゃったら、それこそ技術的な議論ができなくなっちゃうということによって、いわゆる事前の準備と3回制限をどうするかという論点になるわけです。さっきの、ちょっと変化球的に出たのは、今日の議運、今日、議案が配付されたわけだから、来週の本会議までの本番までの間に1週間、その1週間の間に、例えばさっき木津川市から出たみたいに、聞きたい人が集まってヒアリングする場を設けるとかいうこと、もし設けられるんだったらやったらいいと思うんだけど、つまり本会議に臨むに当たって十分な準備ができるかどうかという論点と、それからもう一つの論点というのは、今のうちの会議規則では本会議では意見が言えないと書かれているわけで、でも皆さん、多分その17人の方の中にも意見言いたい人いると思うんですよ。本会議主義でいいと言った方の中にもね。私は意見なんか全くないよと、ごみに関して、私はいないと思うので。意見を言えない状態、本会議で言えないということがもう一個の論点だったわけですよ。そこをどう考えるかですよ。なおかつその段階でも本会議主義でいいと言うんだったら、次の方法として1つは意見を言っちゃいかんという条文を削除する。3回制限を緩和する、もしくはなくす、ということをやれば実質委員会的な運営になるからね。私、別に本会議や委員会をこだわっているわけじゃないんです。つまり、さっきから何遍も言っているように、議員としてみんなが責任持って判断するための準備ができているか、それだけのチャンス、時間が確保されているか、また、単純に項目に対する質疑だけじゃなしに、それぞれの議員さんが持っている意見、意見を表明するチャンス、機会を保障すべきだと。議員ってそういうことでしょう。議員、そういう意味じゃないですか。これどうぞと聞くだけが議員の仕事じゃなくて、住民の意見を聞いた上でそれを代弁するというね、要するに意見を言うという任務があるわけですから、今申し上げたようなことがちゃんと確保できるようにうちの例規を改正するのであれば、そら本会議もまだいいと、そこまで言えると思う。ただ、今の3回ルールだとか意見を言えないということを残したまま本会議主義を採用すると、実質もう何もできない状態になってしまうので、それはあまりにも議会としては無責任だとは思っています。だからその辺もその17人の方が今申し上げたような3回制限や意見が言えないことに対してどう考えているかが分かればちょっと教えていただきたいと思えます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>はい、森本副委員長。</p>

森本副委員長	<p>木津川市の本会議においても意見を述べた上で質問されている方はおられます。だから、今言われたように意見を述べて質問ができるかということについては、これは柔軟にしていけないかなというふうに思います。</p> <p>次に、もう一つの問題の質問回数の制限。その前に、先ほどの資料も全部出すということだったので、質問回数までは変える必要はないんじゃないかなというふうに私は思いますけれども。資料が事務局から、議案に対する。</p>
佐々木委員	そんな約束ありませんよ。できる範囲としか言ってない。
森本副委員長	99%出してくれると思いますよ。
宮嶋委員長	よろしいですか。
森本副委員長	はい。
宮嶋委員長	<p>ほかの方はいかがですか、今のことに関して。</p> <p>はい、高岡さん。</p>
高岡委員	<p>まず、質問回数のところなんですが、事前に十分な分かりやすい資料をいただき、その中で議員が事前準備をして勉強すれば十分意見を述べながら質問できるので、3回制限というところは改正する必要はないというふうに私は考えています。</p> <p>以上です。</p>
宮嶋委員長	<p>ほか。</p> <p>はい、伊藤さん。</p>
伊藤委員	<p>質問の間に意見述べられないというけれども、自分はこう思っているんだけどどうなんだという質問の仕方もありますのでね。半分それは意見を言うているのと一緒に、そういうやり方でやっていただいて。事前に資料もいただくということですので。また電話で聞かなくても私はいいと思うんです、これどういう意味なんかという。本当に分からないときなんかはね。だから、3回というのは、私は今までどおりでやっていかれたらそれでいいと思います。</p>

宮嶋委員長	竹川さん、いいですか。 はい、竹川さん。
竹川委員	<p>この前も言ったんですけれども、地方自治法上、本会議で意見を述べてはいけないということではないんです。質問に対して、やっぱりそれで意見、どうしても入ってくるわけで、それを禁じているわけではないので、意見言うたら絶対あかんというふうな、そういう方もいますけれども、それはちょっと間違っているんでね。</p> <p>ただ、意見ばかり言うわけにはいかないの、本会議でね。だから本会議主義を取ってしまうとそういう側面がね。るる意見述べて、ほんでから質問というわけにもいかない、いきにくいので、そういう点で委員会主義のいいところ、一問一答とか、そういうところのいいところをどう生かすかというところでいうと、本会議主義でいくとしたらやっぱり3回までというのはちょっと変えたほうがいいかなという気持ちはします。</p>
宮嶋委員長	それぞれ意見をいただいているんですが、1つは、委員会をつくるということに対して、木津川市議会の多数は本会議でやればどうかということだったので、これを今の時点で一致させるというのはなかなか難しいかなというふうに思います。だから、特別委員会の活用については今後の課題ということにしたいと思います。
佐々木委員	よろしいか。
宮嶋委員長	<p>ちょっと待って。</p> <p>もう一つは、本会議のやり方でご意見が出ています。回数、1人の1議案に対する回数、3回までということについては、それでやってはどうかというのと緩和してはどうかという、これも2つの意見があるということです。</p> <p>それからもう一つは、質疑に関して意見を述べるということについては柔軟に対応してはどうかということで、これは議長の進め方ということにも関わってくるかも分かりませんが、質疑をしながらその中に意見が含まれることはあり得るのではないかというのが多数ですし、それについては特に異論はないというのが今の出た意見かというふうに思いますが、これについて今後の進め方ということで少し絞ってまとめたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。</p> <p>はい、佐々木さん。</p>
佐々木委員	どうしても本会議主義にこだわるんだったら今出たような意見を担保しましょうよ。つまり、何遍も言っていますけれどもメンバーが替

<p>佐々木委員 つづき</p>	<p>わるわけだから。替わるわけですよ。よく事務局のこの間の答弁なんかにあるのは、打越台のときからこうでしたという答弁があるんだけど、そんなこと知らない人が多いでしょう。私はいたけれども、知らない人もいるわけですよ。選挙やったらもっと知らない人出てくるわけですよ。ですから明文化しましょう、もしそれ担保するんだったら。例えば申合せ事項の中に、会議規則にこうあるけれども意見を言ってもいい。さっき伊藤さん、おっしゃったように、意見を述べながら質疑するのは問題ないみたいなことを書く。議長裁量だけれども、議長も形式的に3回で切るんじゃないしに、その議論がまだ生煮えというか、消化不良の状態であると判断した場合には、そら4回以降の質疑も認めるということをごどこかに明記しましょう、それは。そうじゃないと、あと二、三か月で私ら一応お役御免になるわけだから、そこはちゃんと明記しておいてこれを担保するというをやらないと、せっかくやったこの委員会の議論が無になってしまうので。一番いいのは会議規則から意見言っちゃあかんという条文を削ることだと私は思うけれども。だから、その条文を残してもできるという見解を取るんだったら、後に出てきた人がおかしいなということと言えないよう、出ないようにちゃんと明記しましょう、運用上のルールを。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>はい、森本副委員長。</p>
<p>森本副委員長</p>	<p>今言われた佐々木委員の発言で、意見を述べて質問もできるというのは、それはオーケーなんですけれども、質問回数ね、今ここでは4回以上緩和するという話には木津川市議会のほうはなっていないので、3回以上はしないということなので、3回以上で止めるということなので、そこは今後の持ち越しにしておいてほしいと思います。今そこまで、4回の緩和は入れないでほしいと思うんですけれども。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>どうですか。 はい。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>だから別に、そこまで言うんだったら、今るる皆さんが述べられたように、現瞬間で言えば、繰り返しちゃって申し訳ないけれども、今日の議案配付の段階で説明資料がなかったわけです。木津川市さんみたいに、議案の中身を聞きたい人がそろって当局から話を聞くチャンスも今のところないわけです。仕組みとしてないわけです。だから、3回がどうしても緩和できないんだたらね、それもちよっと明文化しましょうよ。ちゃんと附属資料は添付をする、それでもなおかつ事項説明を求めたい場合はそういう場を設ける、事前にね、定例会の前に、設けるということルール化しましょう。それやれば自主的に事前準備とかできるわけだから、さっき申し上げたように本会議、定例</p>

佐々木委員 つづき	会の本番で3回のうちでこれあれ何という質問は基本的にしなくていいということになるということです。
宮嶋委員長	はい、高岡さん。
高岡委員	今日、今言うてくれはった3回とか4回というところの明文化という話も、この議会運営委員会でももちろん議論してくれはったら、議論する場なんですけれどもね、議員の必携にも本会議での質問は3回という制限、明文されていますので、今、佐々木委員おっしゃるようなご意見を今後の課題の検討課題といたしまして、文章にするのがいいでしょうが、具体的なところは今後の課題というところを押さえておいて、スムーズにこの議会運営を、委員長、進めていただきますようお願い申し上げて、意見を述べさせていただきます。
宮嶋委員長	ほか。 はい、高味議長。
高味議長	先ほど、本会議の質疑の中で、意見、自分の思いを言うと、それは質問につながるという段階の意見、自分の思いというのは、これはもう必要やと。ただし、意見で終わりますというようなことは絶対したらいかんよと。質疑なんですから。意見というより、自分の思いを言いながら質問をされるということについては制限をする必要はないけれども、ただ意見だけ言うて意見にしておきますというのはいけないということだけ確認をしておいてほしい。
高岡委員	そういう人、いはりますよ。
宮嶋委員長	すみません。もう一度確認しますね。 今、委員会を設けるかということについては、意見が一致していませんので、すぐに新たなこととしては行わないけれども、引き続き、そういう意見が出ているわけですから、それは今後の議論として検討いただいたらいいわけですが、じゃ、本会議の中でより実質的な審議がより深まるようにということを出ているのは、会議規則にあります議員は質疑に当たっては自己の意見を述べることができないというのが、第54条第3項にあるんですか、このことについて緩和していただけないかということと、質疑の回数というのが第55条にあって、同一の議題については3回を超えることはできないと。ただ、この分にはただし書があって、ただし特に議長の許可を得たときはこの限りではないと。このことを取って回数を緩和してはどうかというご意見

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>かというふうに思うわけですがけれども。 それで、先ほどから出ているように、このメンバーで行う議運は限りがあります。もうあと僅かですので。新しいメンバーになったときに議会運営委員会の議論が継承されるようにということで、どうそれをつないでいくのかということで、申し送り事項というか、申合せ事項の中に明記してほしいということがありました。 そこで、今の意見でいうと、質疑に当たっては自己の意見を述べるができないことについては、意見だけを述べて終わることがないようにと、質疑をするんだということを前提に、そういうことはあり得るということで全体の一致があるかと思しますので、それはそういうふうに進めるとして。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>そんなの明記されていませんよ。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>いや、だからここの確認としてということでしょう。 その上で回数については3回ということやるというのが、4回というか、緩和せえという意見と3回という意見が両方あるということですので、一致を見ていないということかというふうに思うので、これについてどういう形で申し送りするか、実際に運用するかについてちょっと確認をお願いしておきたいんですけれども。 森本さん。</p>
<p>森本副委員長</p>	<p>先ほど佐々木委員は、事前のペーパー、それから万が一のときは事前のレクチャーを受けるようにできるならば3回でもいいですよと言っておられたので、それが事務局としてできるのかどうか。どうなんでしょうか。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>はい、松井さん。</p>
<p>松井総務課長</p>	<p>先ほど事務局長のほうも申し上げましたとおり、今回の議案に関しましてはできる限り鋭意努めさせていただきます。 事前のレクチャーにつきましては、先ほど木津川市議会のほうで行っている例があるというお話でありましたが、我々組合のほうではそういったことを行った事例は私は存じ上げておりませんし、ちょっと事務的にも、我々がそれぞれの市町のほうへそういった説明のために出向くとなりますと、限られた時間、議会の準備の中で、限られた人数の者が一定時間いなくなるというのは少しこちらの事務にも不安がありますので、できましたらそういった部分については避けるような方向でご検討いただければありがたいと思っております。 以上でございます。</p>

宮嶋委員長	森本さん、それでよろしいか。
森本副委員長	回答を聞いただけですから。
宮嶋委員長	佐々木さん。
佐々木委員	<p>そういう発言があるから議論をしているわけですよ。私らが提起している目的は別に3回をやめろとかね、そういう形式なこと言っているわけじゃないです。何遍も言いますけれども、私ら議員というのは、首長、管理者から提案されたことを議決する以上、個々の賛否はあるとしてもね、議決する以上、その議案の中身をちゃんと知っていて、何が起こるかというのを想像できて、もし市民から聞かれた場合にちゃんと説明ができる責任があるんです。少なくとも議決した瞬間からあるわけです。その責任を持つためには事前準備が絶対要ということですよ。事前準備の中から、さっきからいろいろ出ているみたいに、附属資料、説明資料つけてくださいよとか、場合によっては直接説明を聞かせてくださいよとか、実際に木津川市さんがやられているようなことも1個の方法としてあるわけですね。これやらなかったらってわけじゃなくて、こういう方法もあるわけですよ。そういうことが要するに担保されれば、されればよ、されれば、結果として本会議3回制限が残ったとしても、残ったとしても、実質的な審議をする責務というのは一定果たせるだろうということ、私、申し上げているわけです。けども、資料は準備しない、レクチャーの時間設けない、ぶっつけ本番でお願いしますと仮に言われちゃったら、言われちゃったら、ぶっつけ本番になった場合ね、要するに議案書だけもらってペーパーも何の説明も聞けない状態で本番迎えたら、そしたら普通さ、この言葉何とか、この条項どう理解したらいいのとか、ほかのルールとの関係どうなっているのとか、現実この対象になる人何人いるのとかね、いうことを聞く時間が絶対必要になるじゃないですか。通常は、私らが委員会主義を取るということは、委員会だからそれもできますねということ、前提として言っているんだけど、それもやらない、やらない、やらない、言われちゃったら、本会議で3回制限かかっちゃったらね、何遍も言うけれども、3回の1回、2回をこれ何ですかという本来事前にすべきやり取りのために発言回数を消費しちゃうということが起こってしまいますよということ、言っているわけです。ですからそれが、そういうこと起こらないよというためには、ためには、さっきから提言、提案、対案として申し上げているのは、要するにちゃんと事前の資料はつけるというルールにしましょうと、それこそ説明資料はね、もう明文化しましょうと、それと必要があったらヒアリングに応じるということにしましょうと、これを明文化しましょうと。実際それが起こるかどうかはその議員さんによるからね。</p>

<p>佐々木委員 つづき</p>	<p>しまししょうと。なおかつその準備をちゃんとやりまししょうということが担保できれば、別にそら今のところ何が何でも委員会じゃなきゃ駄目だということまで最終的にこだわりませんが、本会議主義で今の3回を変えないと言うんだったら、その変えない範囲で事実上私らが責任持って議決まで持っていけるような状態になるかどうかです。それをどう担保するかということにかかってくるし、あとやっぱり問題起こるのは、会議規則上ね、さっき委員長もおっしゃったように意見を述べることでできないと明確に書いてある、明確に。ですから、これについてもやっぱり何らかのコメント、だから1個の方法としては、この第3項だな、を削除するというのが1個の方法。削除しないんだたら申合せ事項の中に明記して、第五十何条のこれについては、さっきから、今、議長もおっしゃっているように意見を言った上で質疑に関わる意見は言えると、ただし意見だけを言いつ放しは駄目だということ申合せで明文化したらどうかと言っているんです。それをするによって担保できるわけですよ。少なくともそこまでやっておかないと、全ては全て次の新しい人に任せますよというのはあまりに無責任、それは。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ちょっと。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>だと思いますので。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>はい、分かりました。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>少なくとも条例改正までいかんでも申合せで担保しまししょう。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>もうちょっとコンパクトにやったら。少なくとも皆さんが12時に終わりたいと今日は思っていますので、それにご協力お願いします。ちょっと待ってください。</p> <p>それで、今議論になっているところで、どう申合せで明文化するかというのはあとの課題になりますのでちょっと置いておきますが、会議規則と併せて議員必携のところこういう文もあるようです。</p> <p>自己の見解を述べないと質疑の意味をなさないようなものについてまで禁止しているものではないという解説もあるようですので、この文を削るかどうかは置いておいたとしても、少なくとも先ほどの議長の発言だとか皆さん方の発言をまとめれば、決して意見の問題については一律禁止ではないということは確認されているというふうに思っていますので、それはこうした議員必携等にも書かれている中身ということで、ご理解をいただきたいと思えます。</p> <p>その上で、回数問題ですけれども、これも残念ながら今一致してい</p>

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>るといことではありませんので、今回の経緯を後に残すということにしてこの問題は終わりたいと思うんですけれども、いかがですか。 森本さん。</p>
<p>森本副委員長</p>	<p>回数問題に派生して佐々木委員のほうから、どちらが先かどうかは分からないけれども、事務局のほうから詳しい、概要でもいいけれども、文書が欲しいと、議案に対しての、説明的な文書を欲しいと。それからもっと詳しく知りたい場合はレクチャー受けたいというようなことが出ているんですけれども、それを聞いていてね、事前に議案が提出される、僕らの手元に渡っているから、議員は個人でもその議案に対する勉強ができるので、分からないところは電話で聞いてもいいし、事務局に対して聞いてもいいし、何なら事務局へ行って前に座って、椅子に座って、ここの分についてはどうも分かりにくいと、説明してくれという調査、研究はできるんじゃないかなと。何か、どうしても全体に配付してもらわなあかん、全体でレクチャー受けやなあかんとは、今、議論がなっているけれども、これ。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>そんなこと言ってませんよ。</p>
<p>森本副委員長</p>	<p>議論じゃなかったかな。 一人一人の個人の議員が事前に配付された議案を持って、分からないところ、聞きたいところは電話で聞くなり事務局行って聞くなり是可以るので、それで事足りるんじゃないかなという気もするんですけれども。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ちょっとお待ちくださいね。 これ、もうまとめたいと思うんですけれども。 2月8日については、先ほどの話で7日までに事務局のところでできる範囲で文書化して、それはそれぞれ議会事務局に届けるということでしたので、それで今回対応いただく以外には、時間的な問題もありますので、対応いただきたいと。 今後のことについては、11月の定例会までには臨時議会が行われて、当然のこととして議運もつくられるということになろうかというふうに思いますので、その点で、再度今回以降の申し送りを確認いただくということにしたいと思いますので、この件、特別委員会の活用についてはこれで終わりたいと思うんですが、よろしいでしょうか。 はい。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>だから、先ほど申したような申し送り、申合せはあると思うんですけれども、申し送りになるかどうかです。あのね、さっきの森本さんか</p>

佐々木委員 つづき	ら発言あったけれども、さっき事務局からあったじゃないですか、対応できますかという質問に対してできないとおっしゃったんですよ。できないとおっしゃったんですよ。
高岡委員	できないと言うてへんな。言うていない。
宮嶋委員長	いやいや、ちょっと待って。
佐々木委員	いや、事実上できないですよ。避けてほしいはできないということです。事実上、それは。ちょっと待ってください。 逆に私、心配したのは逆なんですよ。例えば8人全員が違う時間帯に電話かけたとしましょうよ。同じ質問したとしましょうよ。事務局大変ですよ、そのほうが。
高岡委員	そんなことあり得へんし。
佐々木委員	ちょっと待ってください。あり得ます、それは。うちの議会だって違う議員が同じことを、同じ内容を担当課に聞くのあり得ます、それは。あり得ます。その都度、向こうの担当者は同じ時間費やさなあかんわけですよ。だとしたら一遍に話したほうが話は手っ取り早いし、その理解を深めるためには、少しでも深めるためには事前に資料を添付したほうが理解は深まるわけだから、少なくとも附属資料の添付については申し送りに、申合せができないんだったら申し送りとして確認しておいてもらわないと、またぞろまた5月、6月以降の議会でこの問題は再燃しますよ。それすら駄目と言われたらね、要するに私ら議員は何も知らされずに、手挙げるだけかどうか分かんないけれども、それだけやればいいという話になっちゃうので、それはあまりにも無責任です、それは。
宮嶋委員長	ちょっと待って。 2月8日については先ほどのやり方でやるということなんだけれども、それ以降のことについてはそれぞれ構成市町でやっているやり方を踏襲していただくということをここで確認すればいいんじゃないんですか。
佐々木委員	構成市町って。

宮嶋委員長	<p>だから、精華町でやっているやり方、木津川市でやっているやり方、それを、若干の違いはあるやろうけれども、それに対応して、議会事務局、環境組合のところで、議案についての参考資料といいますか、附属資料的なものができるかどうか。だからそれはやるという方向なんだから、それをここで確認すればいいんじゃないんですか。</p> <p>(賛成の声)</p>
佐々木委員	だから申合せしましょうよ、それ。
宮嶋委員長	<p>だからまずはそれが、2月8日じゃなくて今後のこととして、そういう参考資料、附属資料的なものが必要な議案についてやれるということで、それは議案を提出するときにはできるということによろしいですか。どうでしょうか。</p>
金森事務局長	今後の。
宮嶋委員長	<p>今後の話として。当面でいうたら11月の話になるのかな。それ以外に臨時議会で議案が出ることもあるかも分かりませんが、局長。</p>
金森事務局長	<p>一度でやめるという趣旨での発言ではございませんので、いい方向に向かうということであれば、当然今後も何らか分かりやすい資料というのはつけることは可能だと、このように思います。</p>
宮嶋委員長	<p>では、そういうこととして確認して、必要なことは申し送り、申し合わせていくということとしたいと思います。</p> <p>それで、すみません、時間を気にしていて申し訳ございませんが、次に最後の案件のところで、申合せの案を議論しておきたいというふうに思います。</p> <p>これについても案が出ていますので、まず最初に事務局のほうから説明をいただきます。</p> <p>はい、じゃ松井さん。</p>
松井総務課長	<p>そうしましたら、すみません、本日机上にお配りいたしました資料の最後に議会運営申合せ事項(案)という形で両面書きのA4のペーパー1枚をお配りさせていただいております。これ、事務局のほうで作成した案ということでご確認いただければと思います。</p>

<p>松井総務課長 つづき</p>	<p>まずは日付を入れて、ご検討いただくのは議会運営委員会ということになるかと思しますので、議会運営委員会でご決定いただいた内容ということではつないでいけばと思っております。前文は、木津川市精華町環境施設組合議会の円滑な議会運営と委員相互の連絡調整を図るため、次のとおり申合せを行うものとするをいたしております。</p> <p>あとは、項目になりますが、本日の議論については当然反映できておりませんが、前回までの議論である程度方向性をお決めいただいたものではないかというものを羅列しております。</p> <p>1点目、ここはそれと以前の分も書いておりますが、まず正副議長の任期は2年とする。市議会議員、町議会議員の輪番制とし、議員定数変更後の1期目の議長は市議会推選者、副議長は町議会推選者とする。2期目以降もそれぞれの議会推選者をもって互選する。既にこれより以前に確認いただいている申合せ事項の内容を、改めてここに記載しようというものでございます。</p> <p>2点目、監査委員、議会選出については任期を2年とする。</p> <p>3点目、議会運営委員会については、正副委員長は正副議長と市町議会を交差して選出する。</p> <p>それから、正副議長は議会運営委員会に出席ができるものとする。ただし表決権は有しない。</p> <p>4点目、議会運営については、議事の日程は原則一般質問を初めとする。定例会へ出席要求を行うものは、原則、正副管理者、会計管理者及び組合職員とする。なお、会期中において、ごみの受入れや施設の運転管理における緊急事態が発生した場合などは、施設センター長及び施設課職員の退席を認めるものとする。</p> <p>この4点目と5点目につきましては、全て既に一般質問の申合せ事項として、今、試行としておまとめいただいている内容を転記しております。ですので、4、5につきましては、今まで試行としていたものを正式に申し合わせしようというものでございます。</p> <p>それと、申し訳ございません、2ページ目の一番最後、(11)番です。一番最後の内容です。こちらのほうは、申し訳ございません、試行内容のほうには含まれていない内容でございました。一般質問の内容は、議案の内容に関わったとしても、そのことを問うものではない。これにつきましては順序の関係で、一般質問の通告日を議案よりも先にできないかというようなご意見の中で、今のところは現状のまま行うので、それが仮に議案の内容に関わったとしても問うものではないというようなご意見があったものを反映したものであるということでご理解いただければと思っております。</p> <p>以上、事務局のほうの案のご説明とさせていただきます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>今、提案説明いただきましたが、これについてご意見等ございませんか。</p> <p>はい、佐々木さん。</p>

佐々木委員	細かい点で言えば、市議会議員、町議会議員の輪番制という表記、別に悪くないですけども、2つしかないわけだから固有名詞書いてもいいんじゃないかという気はします、そこは。 今、追加で。
宮嶋委員長	ちょっと。まず今は1番の(2)番の、市議会議員を木津川市議会議員、精華町議会議員という名前を入れるという意味。
佐々木委員	はい、そうです。それが1点目です。 一番最後に説明があった(11)番なんだけれども、ごめん、ちょっと私の日本語の理解が追いついていないんだけれども、そのことを問うものではないというのは許されるという理解だとしたら、それが分かるような日本語にすべきだというふうに思います。 もっと、3点目は。
宮嶋委員長	ごめんなさい。例えば具体的に何かありますか。
佐々木委員	いや、この(11)番の解釈がまず。
宮嶋委員長	いや、だから解釈は、今、佐々木さんが言わはるように、そうなってもそれは仕方ありませんよと、やってくださいということですので、この「問うものではない」という表現が分かりにくかったら何か提案ありますか。
佐々木委員	え。許されるということでしょう。
宮嶋委員長	許される。はい。 次、お願いします。
佐々木委員	3つ目は、そもそも11月の当委員会で役割分担をしてもらって、12月のこの委員会で一応精華側のチーム案として申合せ案は出しているんですけども、出しているんだけれども、ほとんどそれが無視されているんだけれども、そういう理解でよろしいですか。
宮嶋委員長	まず、今出た意見についてありますか。 はい、松井さん。

<p>松井総務課長</p>	<p>それぞれの文言につきましては、本日のこの委員会で、正しい表現でということ、一番適正な表現をご決定いただければそのとおりに修正をさせていただきます。</p> <p>それと、申合せ事項の案につきましては、さきに、精華町のチームというご表現でしたが、精華町議員の皆様からいただいた案がございましたが、この間の12月21日、それから1月18日のご議論も含めまして、そのときに固まった内容、方針が決定したもののみを記載するというので本日の案は作成をさせていただいております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>森本さん、さっき手挙がっていましたがけれども。</p> <p>はい。</p>
<p>森本副委員長</p>	<p>裏面の(11)、一般質問の内容が議案の内容に関わったとしても質問することができるのほう分かりやすいんじゃないかな。許されるより。質問することができる。</p> <p>以上です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>佐々木さん、よろしいですか。今、精華のチームから出されたものについての答弁がありましたけれども、それについてはよろしいですか。</p> <p>はい、佐々木さん。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>申合せ事項というのは、基本的にどこの議会もそうだと思うんですけども、体系的になっているものですよね。つまりつまみ食いをしていないんですよ。従来はどうしても確認したことの範囲でやってきたから、例えば正副議長の輪番制だとかね、あと一般質問のやり方とかいうことのみを書いてきた、それは経過的に仕方ないと思うんですけども、それではあかんということで、申合せをちゃんと作りましょうということがきっかけになってこの作業に入ったわけです、経過的に言えば。だから、こちらが出した資料の中には、木津川市議会さんの申合せと精華町議会の申合せの併記をして、そこから共通する部分で当組合議会の申合せとしてふさわしい文言を案として出させてもらっているわけです。</p> <p>何が言いたいかというと、要するに、例えばさっき議論があったように、特別委員会を特に今当面つくらないんだったらそれはその分は省くのは当然です、それは。委員会ないんだから、ない以上、それは、その部分は申合せがなくなるのは当たり前と思うんですけども、それ以外の部分というのはやっぱり何らかのルールが要るんじゃないか。例えばですよ、例えば木津川市も精華町もあるんですけども、住民が議会に対して陳情や請願、これは制度上あり得るわけだから、出</p>

<p>佐々木委員 つづき</p>	<p>す場合というのは、いつまでのものが次の議会に上程できるのかというのは多分どこの議会も持っておられるんですよ、そのルールを。大体的場合は申合せで決めているんじゃないかな。会議規則じゃなしに。申合せとして例えば議会運営委員会の前日とか2日前とか。それも事前にホームページに公表して、次の議会は何月ぐらいにあるから日程がはっきりしたら締切日を公表しますよというふうに書かれていて、陳情は何月何日までに出してくださいよということというのは一定申合せで決められると思うんです。だから、その辺についても一応案はあるので、請願の締切りとかね、その中身をどうするかとかいったようなもの、つまり議会というのは、議会内で処理する問題もあれば、住民対応機関として住民の声をいかに聞く、さっき議論あったけれども、というかそのためにどういう意見表明を求めるかという部分もあるわけですから、それは一定体系的に整備をしておかないと、住民サイドから見れば閉じられた議会と映ってしまうわけですから。</p> <p>あと、案でも書かせてもらったけれども、例えば議席の決め方自身も、私、理解していないんですよ。何でこの順番、決められたからそこに座っているだけの話だけれども、何でこの順番で議席決まっているの。議席順ね。それすら分からない。私、理解していません。申し訳ないけれども分からない。やっぱりそれは理解する必要あるし、今の時代にふさわしいルールとして、よくあるのは当選回数順とかね、というようなことで決めるのあるみたいだけれども、私個人的にはしようもないと思っているけれども、何らかのルール化をしておいたほうが事務局も実務的にやりやすいわけだし、その辺も体系的に、特に、対立するようなものでなければ整備しておけば、今後の議会運営はもうちょっとやりやすくなると思いますが、その点はどうでしょうか。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>今の出した意見を踏まえて、ほかどうですか、皆さん。 はい、竹川さん。</p>
<p>竹川委員</p>	<p>請願の受付の締切りと陳情の受付締切りは申合せで決めておいたほうが事務局も便利かなと。前日とかね、の12時までとか。それはみんな一致できるから、それは決めてはどうですか。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ほかはいかがですか。特にありませんか。 今出ているのは、申合せ事項ということで、会議規則だとかそういうものに明文化されていないものについてはまとめていこうということで、佐々木さんからは体系的に、全般的に決めてはどうかということがありました。</p> <p>ただ、この委員会がもう限られた時間しかありませんので、現実的な問題として、今、竹川さんからは、請願、陳情についての締切日などについては申し合わせては、加えてはどうかということがありまし</p>

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>たし、それからこの申合せに載らないものについては申し送りという形で、次期の議会運営委員会のメンバーで議論を重ねていただくということで確認いただくということがありますが、これについてどうでしょうか。皆さんのご意見、いただければと思いますが。 竹川さんからこれをということで2つ、請願、陳情についてというのが出ましたけれども、これについてはいかがですか。 はい、高岡さん。</p>
<p>高岡委員</p>	<p>請願、陳情締切りというのが前日というたら、さっき具体例でおっしゃっているんですけども、本会議招集告示日の7日前、議会運営委員会が開かれる前に提出してもらおうというのが、申合せ事項というんですかね、そういうのは、だからその辺で考慮されるべきじゃないんでしょうかね。 あと、今、佐々木委員がおっしゃいました市議会議員とか町議会議員、いうてみたらそんな細かい話なのでその辺はもうお任せするとして、請願、陳情のことは申合せ事項でちょっとその辺だけしっかり考えるべきかなと思います。 以上です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>高味さん。</p>
<p>高味議長</p>	<p>先ほどホームページの作成とかあったように、陳情の日にちというのはここに、ホームページにも載せていかなあかんのやから、申合せで、議運の、木津川市やったら1日前、精華町やったら。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>一緒です。</p>
<p>高味議長</p>	<p>ほなもう1日前というので決定されたらどうですか。</p>
<p>竹川委員</p>	<p>議運の1日前。</p>
<p>高味議長</p>	<p>議運の1日前ということで。これでホームページにも載せやんないけませんやん。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>すみません。精華町のほうから出されたことで言いますと、締切日については、今、皆さんが言っているように、本会議前に開催される議会運営委員会の前日、だから今日で言えば昨日の5時ま</p>

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>でということだと。それについてはホームページでも紹介するので、精華町のほうから出されたのは、締切日の3週間前までにホームページなどに知り得る手段で住民に周知するということがありましたけれども、それはホームページに今後紹介されますのでそれはいいと。</p> <p>それから、紹介議員の場合、正副議長は紹介議員になれないというのが精華町からの提案にあるわけです。</p> <p>もう一つは、可能な限り請願者及び関係者の意見を聞くということで、請願が出された場合に請願者からの意見を聞く機会を設けるということがあります。</p> <p>それから、陳情については、紹介議員を要しないこと以外は請願書に準じた扱いとするということになってはいますが、これについてもあれですかね、意見を聞くという扱いということになるんでしょうか、精華町の案ではね。紹介議員を要しないこと以外は請願書に準じた扱いということは、例えば先ほどの可能な限り請願者及び関係者の意見を聞くということは陳情についても行うということなんですか。そういう幾つかのことがありますので、どこまでを確認しておくのかということがちょっと必要になってくるかなというふうに思うんですが。</p> <p>だから、これは議題にあるんですが、2月8日の本会議終了後に、これも今日出た意見で、最終確認をしないあかんで、2月8日の本会議終了後に議会運営委員会を持つということで確認いただいて、申合せの最終案を確認するというのと、今出ている請願、陳情の扱いについて、できるだけ全員が確認できる中身、簡潔な部分で、取りあえず確認していただくということにして、特に締切日が大事ですよ、今日やって明日出た請願をどうするのかということがありますのでね、そこは確認いただいて、詳細なところはまた今後ということもいけるかと思うんですけども、よろしいでしょうか、そういうことで。</p> <p>それぞれ議会にあります体系的な申合せ、積み重ねの中でつくられてきていると思いますので、この環境施設組合議会としても今後の申合せをつくっていく上での積み重ねが必要になってくるし、必要ならばそういう体系的なものも必要になってくるだろうから、そのことについては申し送りとして確認すると。2月8日の時点で、そのあたりも申し送りという形で確認する中身を、今日この後出せませんので、ちょっと事前にいただけませんか、2月8日までに。それをちょっと案にしてください、2月8日の時点で、申し送る中身はこれとこれだということを確認しておきたいというふうに思います。だから、少なくとも準備の関係がありますから、2月6日ぐらいまでにしてもらえたらそれはあり得ると。今日自身は、これ以上議論を重ねるというのはなかなか難しいかなと思うので。</p> <p>はい。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>あのね、文句言いたくないんだけど、さっき申し上げたこの精</p>

<p>佐々木委員 つづき</p>	<p>華案は12月21日に出ているんですよ。既に。でしょう。出ているんですよ、案としては。出しているんですよ。だから、当然それは読んでもらっているとこっちは完全に思っていました。</p> <p>なぜそんなこと言うかということ、例えば今日事務局から出してもらった、申し訳ない言い方するけれども、正副議長とか監査委員の任期、書いてあるじゃないですか。これ原則と違う書き方なんですよ、原則と言われながら。でも2年で終わるよと書いてある。それはいいんです。ただし精華案で書いてあるのはね、例えば監査委員に関しては途中で交代することあり得るじゃないですか。例えば高岡さんが今監査委員だけれども、2年だけれども、もし在任中のところで辞任しますと言われたら新しい監査委員選出するわけでしょう。そしたらその人が2年になっちゃうんですよ、任期が。精華案の中には後任者は残任期間と書いてあるんです。つまり今の高岡さんの残り任期が次の人の任期であるということをやっている。なぜそれ書くかというと、さっきから何遍も言うけれども、監査委員も議長も基本的に法律上は任期4年ですよ。でも、それを途中で交代してもらおうということをやっているから、したいから2年で切っているわけでしょう。法律と違うことをやっているわけ。それはそれで有効だと思うけれども。でも、今申し上げたように、その人が途中で交代しちゃったらその時点から2年という話にならないので、話が狂っちゃうから、だからそういうことも、だから何遍も言うけれども体系的ってそういうことなんですよ。原則ルールを適用してそれが通るんだったらいい、でも原則ルールではそういうのが適用できない運用したい場合に、申合せで誰もが納得したルールつくっておいて誰もが異論を發せないようにすることなんだから、そういうことも、言いたくないけれども、12月21日に出しているものだから、意見があったら言ってほしいし、もしこの案で疑問点や分からないことあったら聞いてください、もう率直に、これどういう意味って。ちょっとクレームとか言いたくないんですけども、この間の議論ってすれ違いが多くてね。多いんですよ。何遍も申し上げるけれども、木津川市議会、精華町議会ではほぼ運用が一致するものはそこに合わせたらいいと思っているんです。そんな難しいこと考えなくても。けども、なぜか木津川市にも精華町にもないようなルールが堂々とまかり通ったり、そういう意見が出てくるといのは時間を逆戻りさせるような話になっちゃうのでね。お互い頑張って積み重ねてやってきた今の2つの市議会、町議会のルールのいいところはそれはそれで尊重し合っていると思うのでね。だとするとさっき委員長がおっしゃった6日までに整理するのはちょっと難しいかもしれないけれども、極力努力はしますけれども、それは申合せ案についてと申し送り案についてを個々の議員が出してくれという意味で理解してよかったですでしょうか。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>すみません。私が申し上げたのは、佐々木さんのほうから既に出ていますよということはあったわけですけども、今日ここに出ている</p>

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>案は、この間の議運で確認してきたことを付け加えたということが事務局からもあったように、そういうものです。それで不足するものとして、具体的には請願、陳情の締切日等の扱いはどうかということがありました。さらに佐々木さんからは、例えばということで、監査委員の任期2年とするが、任期途中で辞任した場合の後任の方の任期は残任期間ですよというようなことも含めて出ました。</p> <p>それで、残念ですけれども時間がないので、私が6日と言ったのは、今出てきた意見、今日この場で出た意見を文章化しなければ確認できませんので、例えば最後に出た、そのことを問うものではないと、一般質問の関係で、それにふさわしい言葉があるというのであれば、そういう文言の修正も含めて出してもらえないだろうか。</p> <p>ただこれ、6日がええのか、それよりも、例えば当然8日にやるということの確認をこの後やるわけですけれども、それではぶっつけ本番になるから、少なくとも例えば、5日が日曜日ですから、土曜日、3日までに出していただいて、7日にはそれぞれが手元に持って8日に臨むことができるというのであれば3日ということになってあさってということになります。できる範囲のところまで修正してもらおうということになるというふうに思うんです。そしたら少なくとも2月8日に議運をやって最終の申合せ。申し送り、要するに残った課題がありますよと、残った課題は何なんですかということで申し送りの確認ということにしたいと思うんですが、いかがですか。</p> <p>(賛成の声)</p> <p>よろしいですか。</p> <p>事務局、それで日程的にいけますか。2月3日までに皆さんからいただいたものを整理して。複数案があれば複数案ということになるんだろうけれども、とにかくそれをまとめていただいて7日までにそれぞれ議員が手元に持って8日に臨むということは可能でしょうか。</p>
<p>金森事務局長</p>	<p>はい。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>頑張ってくださいということなので。すみません。</p> <p>それで、佐々木さんからは、例えばということで監査委員の残任期間のことがありましたが、最低限度、今後この議運をしていくに当たって必要と思われることは入れていただいたらいいんですけども、全面的ということには残念ながら今の時点ではなりませんので、今日出された案を基本としてお願いをします。</p> <p>じゃ、すみませんが、そういうことでご確認いただいたということで、この件は終わりたいと思います。</p> <p>それで最後に、次第の3、その他の1で、次回の議会運営委員会の</p>

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>日程であります。先ほども言いましたけれども、幾つかのところを最後確認しておいて議会運営委員会の決定というふうにしたいというふうに思いますので、2月8日の定例会終了後に行いたいというふうに思うんですが、これについてご意見いただけたらありがたいです。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>よろしいですか。そうしましたら、この日はまたそれぞれご準備をいただかんあかんのですが、定例会を十分に議論いただいた上にさらに付け加えになりますが、議会運営委員会を2月8日終了後に行いますのでご参集をいただきますようお願いいたします。</p> <p>以上で本日の議題は全て終了いたしましたので、これをもちまして木津川市精華町環境施設組合議会議会運営委員会を閉会といたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">(1 1 : 5 5)</p>
	<p>この議事録の記載は、適正と認めここに署名する</p> <p style="text-align: center;">委 員 長 _____</p>